社会福祉法人幌延町社会福祉協議会虐待防止委員会設置要綱

（設　置）
第１条　社会福祉法人幌延町社会福祉協議会（以下、「本会」という。）に虐待防止委員会（以下、「委員会」という。）を設置する。
（目　的）
第２条　委員会は、利用者の安全と人権擁護の観点から、適正な支援が実施され、利用者の自立と社会参加のための支援を妨げることのないよう、定期的に又は随時、委員会を開催し、虐待の防止に努めることを目的とする。
（事　業）
第３条　前条の目的を達成するために、次の事業を行う。
⑴職員倫理綱領（全国ホームヘルパー協議会　倫理綱領　平成 16 年 5 月 10 日決定）を職員に周知し、行動規範とするよう啓発する
⑵「虐待の分類」について、職員に周知する。
⑶受付記録を作成し管理者へ報告する。また、その後の経過についても適宜記録を作成する。
⑷「虐待発見チェックリスト」による調査を必要あるごとに実施する。
⑸虐待防止に係る研修を年１回以上行う。
⑹事故等の問題が虐待につながるような場合に対応する。
⑺成年後見制度の利用支援の情報を提供する。
⑻身体拘束等の適正化のための対策を年１回以上検討する。
⑼その他、法令及び制度の変更のあるごとに、要綱・指針等の見直しを行うこととする。
⑽上記の実施した調査の結果、虐待や虐待の判断に困る場合は、幌延町社会福祉協議会虐待防止委員会に諮る。
（委　員）
第４条　委員は本会職員（臨時職員を含む）とする。
（役　員）
第５条　委員会に委員長を置く。
２　委員長は、委員会における議事の円滑な進行を図る。
（その他）
第６条　その他必要なことは、会長が別に定める。

附　則
　この要綱は、令和６年１月１日から施行する。